正誤

令和六年三月十五日（号外第五十八号）こども家庭庁告示第三号（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示）（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一二	改正後欄	一	指定児童発達支援又は共生型児童発達支援	指定児童発達支援等
〃	改正前欄	〃	指定児童発達支援又は共生型児童発達支援	指定児童発達支援又は共生型児童発達支援
一五	改正後欄	終りから一八	90単位	90単位
〃	改正前欄	〃一一	45単位	45単位
〃	改正後欄	〃一七	60単位	60単位
〃	改正前欄	〃一〇	36単位	36単位
〃	改正後欄	〃一六		
〃	改正前欄	〃九	26単位	26単位
二〇	改正後欄	二	において重症心身障害児に対し	において
〃	〃	一三		
〃	改正前欄	二	において重症心身障害児に対し	において重症心身障害児に対し
〃	〃	一六		
二三	改正後欄	終りから一〇	とき	とき
三八	改正後欄	一～二	主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合
〃	改正前欄	九	重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合
四五	改正後欄	終りから一七	別表２経過的通所給付費単位数表	別表２経過的通所給付費等単位数表
五六	改正後欄	六～七		
五八	〃	一九		
五九	〃	一一～一二		
六三	〃	終りから三	第四条	第４条
七一	改正後欄	一八	指定児童発達支援等	指定児童発達支援
七六	〃	二〇		
七九	〃	終りから一四		
八六	〃	〃二		
九四	改正後欄	一一		
九五	改正前欄	終りから二		
九六	改正後欄	九		
九七	改正前欄	終りから三		
九九	〃	〃二		
七九	改正後欄	〃四	指定医療型児童発達支援	指定児童発達支援
〃	〃	〃二		
八二	改正後欄	一七	指定発達支援医療機関	旧指定発達支援医療機関
〃	〃	一三		
〃	〃	一五～一六		
〃	〃	二六	旧指定児童発達支援	指定児童発達支援
〃	〃	終りから五～四	指導員	児童指導員

本紙：令和6年8月26日より引用しております